

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2月3日	令和4年2月16日	<p>令和3年12月6日に（一社）KIZUNAを相手方として契約した「令和3年度区民アンケート調査業務委託」（契約金額:4,171,970円、事業担当:市民局）について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 実施決裁文書 2. 業務委託契約書(仕様書の部分だけで結構です) 3. 調査結果を取りまとめた資料 <p>この業務委託契約は市政改革プラン2.0の成果指標測定のために平成29年度～令和元年度に行った区民アンケートを引き続き行うものですが、令和2年度実施分に係る住民監査請求において、実施機関は監査委員に対して次の通り説明を行っています。</p> <p>市政改革プラン3.0に掲載されない「指標」における「〇〇と感じる区民の割合」の意味するところについて確認したところ、住之江区役所から次の通り説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートにおいて回答された区民のうち、〇〇と感じていると回答された区民の割合を意味している。 <p>市政改革プラン2.0に定められた指標のうち、「地域活動協議会を知っている区民の割合については、地域活動協議会の認知度向上に向けた支援を評価するものであり、この点は令和3年11月26日付不存在による非公開決定(大市民第727号)において実施機関も認めています。</p> <p>4. 本契約により得られた結果により、地域活動協議会の認知度向上に向けた支援の評価が可能であるとする根拠が示された文書</p> <p>なお、上記決定では「令和3年8月30日付け大市民第517号通知により公開した区長会議資料以外には当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しない」とされていました。示された文書を確認しましたが、上記根拠に関する記載などはありませんでした。文書の特定を誤らないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出をすれば元々考えていた、区同士の比較をする、経年で見るということでは問題がないと判断して進めてきた。 <p>5. 本契約により得られた結果により、「区同士の比較」、「経年でみる」が可能であるという根拠が示された文書を公開してください。</p> <p>上記の指標で言うと、本年度の調査結果の数値が昨年度より増加した→地域活動協議会を知っている区民の割合が増えた→認知度向上に向けた取り組みの支援に効果があった などと判断できる根拠が示された文書です。</p> <p>上記で請求する公文書について、これまでの公開請求で公開された文書や、既にホームページで公開されている情報は不要です。</p>	不存在	号 市民局	区行政制度担当	
令和4年2月10日	令和4年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度 区民アンケート調査報告書 北区 ・平成30年度 区民アンケート調査報告書 北区 ・令和元年度 区民アンケート調査報告書 北区 	公開	号 市民局	区行政制度担当	

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年2月19日	令和4年3月4日	<p>2月3日に行った公開請求について、令和4年2月16日付大市民第973号により不存在による非公開決定となりました。</p> <p>「4.本契約により得られた結果により、地域活動協議会の認知度向上に向けた支援の評価が可能であるとする根拠が示された文書」については、「令和3年8月30日付け大市民第517号の公開決定通知により既に公開した区長会議資料以外には当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」との理由で不存在となっています。公開請求の中でもこの区長会議資料には根拠の記載は一切なく、請求対象文書はこれではないと伝えていたはずです。</p> <p>「5.本契約により得られた結果により、『区同士の比較』、『経年でみる』が可能であるという根拠が示された文書」については、「本調査は現在継続中であり、本件請求日（令和4年2月3日）時点で結果を取りまとめた資料は未作成であるから、当該公文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」との理由で不存在となっています。しかし、調査は「区同士の比較」「経年でみる」という目的が達成できるように実施されたはずであり、成果物が無いと根拠がないというのは、原因と結果という因果関係が逆転してしまっています。</p> <p>双方に言えることですが、アンケート調査については、調査の目的（「地域活動協議会の認知度向上に向けた支援の評価」、「区同士の比較」、「経年でみる」）が達成できるように調査設計を行うのが当然です。わかりやすく言えば、大阪市民の平均身長を調べるのに、どこかの小学校の1年生を調査対象にした調査で目的が達成できるとは誰も考えないでしょう。目的を達成するために調査対象者をどのように選定するか、何人くらいを調査すればよいのかについて検討を行うはずですが、</p> <p>請求の趣旨は、調査の目的を達成するために、区民アンケートをどのように設計したのか（つまり、調査の目的が達成可能だとする根拠）ということです。</p> <p>改めて文書の特定を行ってください。</p>	不存在	号	市民局	区行政制度担当
令和4年2月22日	令和4年3月8日	令和2年度 委託料支出一覧（ただし、市民局保有分）	公開	号	市民局	総務担当